

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例案

大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>第5条 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、院の施設については、時宜により臨時に休館することができる。</p> <p>第6条 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>第5条 [同左]</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、第16条の規定により弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行うもの（以下指定管理者という。）は、弘済院第1特別養護老人ホームの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。</p> <p><u>4</u> <u>第1項の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設については、時宜により臨時に休館することができる。</u></p> <p>第6条 [同左]</p> <p><u>2</u> 前条第2項及び第3項の規定は、弘済院第1特別養護老人ホームの供用時間について準用する。この場合において、同条第2</p>

2 前項の規定にかかわらず、院の施設については、時宜により供用時間を変更することがある。

第7条 弘済院第2特別養護老人ホームに入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

[(1)～(5) 略]

第8条 弘済院第2特別養護老人ホームに入所しようとする者（前条第1号に掲げる者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、弘済院第2特別養護老人ホームへの入所を許可してはならない。

[(1)～(3) 略]

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、弘済院第2特別養護老人ホームへの入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

[(1)～(4) 略]

[削る]

項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設については、時宜により供用時間を変更することがある。

第7条 弘済院第1特別養護老人ホーム及び弘済院第2特別養護老人ホームに入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

[(1)～(5) 同左]

第8条 弘済院第1特別養護老人ホームに入所しようとする者（前条第1号に掲げる者を除く。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、弘済院第1特別養護老人ホームへの入所を許可してはならない。

[(1)～(3) 同左]

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、弘済院第1特別養護老人ホームへの入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

[(1)～(4) 同左]

第11条 前3条の規定は、弘済院第2特別養護老人ホームについて準用する。この場合

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、院の施設への入館を断り、又は院の施設から退館させることができる。

[(1)~(5) 略]

[削る]

第12条・第13条 [略]

[削る]

において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、弘済院第1特別養護老人ホームへの入館を断り、又は弘済院第1特別養護老人ホームから退館させることができる。

[(1)~(5) 同左]

2 前項の規定は、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第13条・第14条 [同左]

第15条 市長は、指定管理者に弘済院第1特別養護老人ホームへの入所に係る料金（以下利用料金という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 弘済院第1特別養護老人ホームについて入所の許可を受けた者（要保護者等を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費

用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(2) 介護福祉施設サービスを受ける者 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 介護予防短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

[削る]

第16条 弘済院第1特別養護老人ホームの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下法人等という。）であって市長が指定するものに行わせる。

[削る]

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 弘済院第1特別養護老人ホームの名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務

	<p>の範囲</p> <p>(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間</p> <p>(4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</p>
[削る]	<p><u>第18条</u> 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、弘済院第1特別養護老人ホームの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。</p>
[削る]	<p><u>第19条</u> 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの</p> <p>(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア 第1号に該当する者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p>
[削る]	<p><u>第20条</u> 市長は、第18条の規定による指定申</p>

請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下指定管理予定者という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 老人福祉法第20条の5の目的に照らし弘済院第1特別養護老人ホームの効用を最大限に発揮するとともに、弘済院第1特別養護老人ホームの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、弘済院第1特別養護老人ホームの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

[削る]

第21条 市長は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

[削る]

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法第20条の5の目的を達成するために必要な事業（同法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置に係る入所の決定を除く。）の実施に関

第14条・第15条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[削る]

[削る]

すること

(2) 弘済院第1特別養護老人ホームの建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他弘済院第1特別養護老人ホームの管理に関すること

第23条・第24条 [同左]

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第18条及び第20条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則

別表（第3条関係）		第3項の規定により読み替えられた前3号」とする。	
種類	名称	種類	名称
[略]		[同左]	
特別養護老人ホーム	弘済院第2特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	弘済院第1特別養護老人ホーム 弘済院第2特別養護老人ホーム
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

弘済院第1特別養護老人ホームを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。